

岩手県告示第328号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成28年岩手県告示第826号）で公示した公共測量を終了した旨沿岸広域局土木部岩泉土木センター所長から次のとおり通知があった。

平成29年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩泉町の一部
- 2 実施した期間 平成28年7月28日から平成29年3月27日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（数値図化）